

お知らせ

2015年6月19日
日本郵便株式会社

郵便局と地方公共団体の防災協定の締結

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋亨）は、1996年4月以降、地方公共団体からの要請を受けて、昨年度末までに1,092の地方公共団体（全国の約63%）との間で災害時の相互協力を目的とした防災協定を締結しています。

従来の防災協定は、災害時における郵便の非常取扱いの実施、郵便局と地方公共団体それぞれが所有・管理する施設及び用地の相互提供、避難所への臨時ポストの設置等を内容としていました。

今般、災害時においても避難所に避難している被災者にできるだけ早期に、かつ、正確に郵便物を配達できるようにするため、新たに「避難所における郵便局社員による郵便物の取り集めや交付等」を内容とする協定項目を追加し、本年4月、地方公共団体を担当する郵便局（全国約1,700局）に対して、速やかに地方公共団体との間で防災協定の見直し等の協議を行うよう指示を行いました。

4月以降、現在までに59件の防災協定の締結を行っています。

日本郵便株式会社では、今後も各地方公共団体との協議、締結を通じて、地域との連携を推進して参ります。

以上